令和5年 第5回 定例教育委員会 会議録

		11 / H	0 1 >14	10日 人内教育女只五 五贼虾		
招集日時		令和5年5月23日 午後6時30分				
開会日時		令和5年5月23日 午後6時30分				
閉会日時		令和5年5月23日 午後7時00分				
開催場所		ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室				
教育長		朝倉	孝			
委	席番	氏 名	出席別	説明のため出席した者		
員	1	冨田信太郎	出席	教育部長山中昇 主幹兼上福岡西公民館長 内田徳子		
出	2	茂井万里絵	出席	教育総務課長 内田 和明 蝉點嘔壓蛝儹糨賬 高崎 直成		
席	3	西山 幸吉	出席	学校教育課長 石川 聖徳 詳講がおきう戦齢をソター派 大髙 修一		
状	4	吉野 榮	出席	学校給食課長 山﨑 純		
況				社会教育課長 永倉 秀雄		
書	記	教育総務課係長 田	島輝	傍聴人数 0人		
会議概要						
議事等						
第16号議案 財産の取得について (承認)						
報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立図書館条例の一部を改正するこ						
		とについて) (承認)				
報告事項		専決処理に関する報告について(ふじみ野市立公民館条例の一部を改正するこ				
		とについて) (承認)				
報告事項		専決処理に関する報告について(ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管				
		理に関する条例の一部を改正することについて) (承認)				
報告事項		専決処理に関する報告について (ふじみ野市教育委員会職員人事について)				
(承認)						
報告事項		専決処理に関する報告について(令和4年度ふじみ野市教育委員会の事務に関				
		する点検及び評価報告書について) (承認)				
報告事項 大井東中学校について (承認)						
(18時30分) 〇開会の宣告			骨会の宣告	Ī		
教育:		長 ただ今から、令和5年第5回定例教育委員会会議を開催いたします。				

○会議録の承認

教育長

まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。

事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。

各委員

(確認事項なし)

教育長

特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。後 ほど、委員の皆様の御署名をお願いいたします。

○教育長からの報告

教育長

それでは、報告させていただきます。

(教育長からの報告)

以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。

各委員

(確認事項なし)

教育長

それでは議事に入ります。本会議に提案させていただいた議事の件数は、議案1件、報告事項6件です。

○提案理由の説明

教育長

それでは、教育部長から議案1件の提案理由の説明をお願いします。

教育部長

(提案理由の説明)

○審議順序の変更及び非公開の確認

教育長

議案等の審議に入る前に、委員の皆様に審議を円滑に進めるため、お 諮りしたいことが2点ございます。

1点目ですが、件数番号2「専決処理に関する報告(ふじみ野市立図書館条例の一部を改正することについて)」及び件数番号4「専決処理に関する報告(ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて)」の報告事項は、関連した内容であるため一括して順に御報告させていただき、一括して質問を受け、1

件ごとに御承認いただきたいと思います。

2点目ですが、件数番号5「専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員人事について)」及び件数番号7「大井東中学校について」は、人事案件及び個人情報保護の観点から非公開とし、最後に御承認いただきたいと思います。

以上、2点ですが、よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、そのように決定いたします。

○第16号議案(件数番号1)

教育長

それでは、件数番号1第16号議案「財産の取得について」の説明を あおぞら学校給食センター所長よりお願いします。

あおぞら学校給食センター所長

第16号議案財産の取得について御説明致します。

本議案につきましては、議会の議決を経るべき財産の取得につきまして、ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第 10号の規定により、提案するものでございます。

財産の取得内容ですが、学校給食における食器の更新でございます。

学校給食で使用している食器は、使用耐用回数約1,000回を見込んだものでございますが、年間の給食回数が約190回ということから、約5年の使用を想定しておりました。現在、平成27年8月の導入から8年の経過となります。そのため日々の使用により黄変が目立ち、汚れによる劣化が見受けられることから、安全面、衛生面の観点から、全面更新するものです。食器は耐薬品性に優れ、かつ傷つきにくいPEN樹脂製で、従来と同程度の使用耐用回数を予定しております。現在、1日当たりの食数は合計で約4,350食となっておりますので、4,350個を通常の使用分用と考えております。また、突発的な事故対応用として240個を、ひび割れや黄変等が生じた際の交換用として910個をあおぞら学校給食センターで保管することから、特注柄ボール飯椀用と汁椀用を各5,500個、特注柄仕切り皿5,500個、トレー5,500枚を購入するものでございます。

取得金額は税込みで30,915,500円、取得の時期は令和5年

8月18日までとし、2学期より使用を予定しております。業者の選定 方法につきましては指名競争入札による決定となっております。

なお、今回の購入はあおぞら学校給食センター受配校分を対象として おりますが、PFI事業として展開しております、なの花学校給食セン ターの受配校分につきましては、特別目的会社「株式会社ふじみ野学校 給食サービス」が、同様の食器を購入し、2学期より使用するものでご ざいます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い致します。

教育長

この案件について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

冨田教育長職務代理者

今回の食器の購入にあたり黄変が目立つということですが、この素材に関しては欠けたりすることはなく、継続して8年間使ってこられたのでしょうか。

あおぞら学校給食センター所長

黄変の目立ちもございますが、経年劣化や落下により食器の欠けも増えてきている状況です。ですので、黄変だけでなく強度の関係も踏まえて今回更新を行うものでございます。

教育長

ほかに御質問はございますか。

吉野委員

仕様書の規格にあるシボ加工とはどういうものでしょうか。

あおぞら学校給食センター所長

シボ加工とは、しゃもじによくあるような凸凹の加工がされているものです。

シボ加工がある食器は料理が付きにくいと言われていますが、食材の 色味が付きやすい可能性があることからシボ加工がないものを採用して おります。

また、飯椀、汁椀については、既存のものと規格を変更し椀の内側に 200ccのラインを入れることで、配膳の際に目安として配膳いただけるとともに、椀自体の容量を50cc増やすことでうどん等の麺類をこぼしにくいよう変更し、併せて残滓削減の効果が期待できると考えています。

教育長

他にご質問はございますか。

各委員

(なし)

教育長

御質問がないようですのでお諮りいたします。第16号議案は原案の

とおり決定してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

賛成総員と認め、第16号議案は、原案のとおり決定いたします。

○報告事項(件数番号2、4)

教育長

次に、報告事項に移ります。冒頭でお諮りしましたとおり、件数番号 2 「専決処理に関する報告(ふじみ野市立図書館条例の一部を改正することについて)」及び件数番号4 「専決処理に関する報告(ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて)」を、一括して御報告させていただきます。

では、社会教育課長から報告をお願いします。

社会教育課長

ふじみ野市立図書館条例の一部を改正することについて及びふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについては、関連する内容となりますので、一括してご説明させていただきます。

各公共施設の使用料につきましては、やむを得ない理由等を除き、お 支払いいただいた使用料につきましては、還付しないこととなっており ます。

しかし、施設によってはその使用料負担が高額となる場合もあることから、使用料を納入した後、規則に定める日(利用する日の1か月前)までに取り消しの届け出を行ったときは、使用料の半額を還付する旨の改正をさせていただくこととしております。

また、これまでも施設の管理上特に必要があると判断した場合、例えば風水害により雨漏りや施設の破損や利用者の責めに帰することが出来ない理由、例えば台風接近等により交通手段に支障をきたす恐れがある場合等により施設を利用できない場合には全額又は一部を還付することとは引き続き明記させていただいております。

なお、6月の第2回ふじみ野市議会定例会でご可決を賜りました後、 周知期間を考慮して、令和5年8月1日から施行する予定としております。

つきましては、「教育委員会会議における議案の取り扱い等に係る申

し合わせ事項」に定める「教育委員会における議論の余地がないもの」 と判断し、専決処理いたしました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたら お願いします。

冨田教育長職務代理者

図書館におきまして、昨年度の実績でどのぐらいの還付かあったのでしょうか。

社会教育課長

昨年度につきましては、還付をする事態が生じておりませんでしたの で実績はございません。

富田教育長職務代理者

今回の改正内容について、昨年度実際に還付をしていたとすると、ど のぐらいの金額であったかわかれば教えてください。

社会教育課長

昨年度は、利用日の1か月前までのキャンセルはございませんでしたので、該当はございません。なお、1か月を切ってからのキャンセルや当日キャンセルの場合はございましたが、その場合は今回の改正内容のとおり還付はしないということになります。しかしながら、今後につきましてはさまざまな事象を考慮し、できるだけ事情をうかがったうえで判断していきたいと考えております。

冨田教育長職務代理者

そうしますと、どれぐらいの還付があるのかは未知数ということでしょうか。

社会教育課長

そのとおりでございます。

教育長

ほかに御質問はございますか。

各委員

(なし)

教育長

御質問がないようですので、お諮りいたします。

件数番号2の報告事項について、報告の内容のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、報告の内容のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、件数番号4の報告事項について、報告の内容のとおり承

認してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、報告の内容のとおり承認することに決定いたしました。

○報告事項(件数番号3)

教育長

次に、件数番号3「専決処理に関する報告について(ふじみ野市立公 民館条例の一部を改正することについて)」を、上福岡西公民館長から 報告をお願いします。

上福岡西公民館長

ふじみ野市立公民館条例の一部を改正することについて、御報告いた します。

本件につきましては、令和5年8月1日以降の施設利用に係る使用料について、利用者からの申し出により施設利用を取り消した際の使用料の還付を実施するため、ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定により、教育長の専決処理とし、同上第4項の規定により報告するものです。資料をめくっていただき、「ふじみ野市立公民館条例新旧対照表」をご覧ください。

主な改正点としまして、第11条ただし書き中、第3号及び第4号を 追加するものです。

また、条例施行日は公布の日を予定しております。

なお、本条例改正に係る適用の詳細につきましては、ふじみ野市立公 民館条例施行規則にて定めることとし、6月の市議会定例会にて、公民 館条例の一部を改正する条例が議決されました後、教育委員会会議への 上程を予定し、現在準備を進めているものです。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたら お願いします。

各委員

(なし)

教育長

御質問がないようですので、報告の内容のとおり承認してよろしいで しょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、報告の内容のとおり承認することに決定いたしました。

○報告事項(件数番号6)

教育長

次に、件数番号6、報告事項「専決処理に関する報告について(令和

4年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書について)」を、教育総務課長から報告をお願いします。

教育総務課長

令和4年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書 について御説明いたします。

1ページから4ページまでは「1教育委員会の概要」から予算・決算の状況についてで、記載のとおりでございます。

5ページから9ページまでは「2ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランについて」です。

第2期教育振興基本計画に位置付けられた各種施策の進捗管理をする ため、アクションプランを策定しておりそのアクションプランの施策を 記載しています。

10ページを御覧ください。中程の【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の抜粋を記載しています。

この点検・評価の根拠となる部分で法第26条には「教育委員会は、 毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、 公表しなければならない。」と定められております。

また、「その点検・評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図る。」と定められております。

この点検評価の実施方法といたしましては、平成23年度から、市として、全庁的な外部評価制度を導入したことによりまして、その外部評価を活用しその点検、評価結果をもって教育委員会の点検・評価としていることから、教育委員会において専決処理しましたので、本日御報告するものでございます。

11ページを御覧ください。

上段の表、「施策一覧と評価対象施策」ですが、評価対象となった施 策「37小中学校、確かな学力と自立する力を育成します」が今回の評 価対象になります。

この施策を構成する事務事業については、その下の一覧に記載された とおりです。具体的には、後程ご覧いただく、24頁の評価シートの一 部に記載されています。 令和3年度に実施した事務事業を施策として取りまとめ、令和4年度に「評価」し、令和5年度の本日が「報告」になります。

12ページから21ページが「外部評価の方法」の 概要を記載しております。

13ページ、14ページには評価の基準や配点、評価の流れを記載しており、15ページには、5回開催された会議経過を記載しています。

16ページから21ページが「施策評価シートの見方」等の概要となっております。

22、23ページが評価対象となる、施策評価シートとなります。この評価シートをもとに外部評価委員から質問や意見をいただき、評価を 行っております。24ページは施策を構成する事務事業になります。

25ページから28ページを御覧ください。評価対象施策に係る外部 評価委員からの事前質問及びそれに対する教育委員会からの回答となっ ています。

質問の項目を区分しますと、「施策指標と達成状況」に関するものが 5件、「評価対象年度の施策実施内容」に関するものが7件、「施策の 進捗状況と今後の方向性」「その他」が各1件となっており、計14件 のご質問を頂きました。具体的な内容は、記載のとおりでございます が、抜粋して申し上げますと、

26ページ6-②「タブレットの活用状況」のご質問に対し、「タブレットは毎日授業で使用し個別で最適な授業につなげている。ALTにつきましては19校に18名配置し授業を実施しています。」と回答しています。また、同じ頁の7では、「ふじみ野市教員の一人当たり年間実績労働時間」、27ページ10では、「特別支援学級児童生徒数やそれら相談員、カウンセラー、支援員の専門能力ならびに配置状況」などの質問がありました。いずれも地教行法 26条の管理や執行状況等の視点、点検に係る質問、確認となっております。

29、30ページは、評価結果になります。

評価の方法は、4つの項目に対し、それぞれ3点満点で10人の委員の合計、30点を満点として評価しています。

今回対象の施策「37小中学校-確かな学力と自立する力を育成しま

すー」の評価結果ですが、指標の達成状況は、「順調」、行政資源の活用は、「適切」、取組の有効性は、「有効」、施策の効果は、「大きな効果が得られている」という評価結果でした。

31、32ページは、定性的評価及びそれに対する教育委員会事務局の考え方でございます。

御意見の内容については、教育委員会に対する期待が込められたもの や教育委員会が目指す方向について御賛同いただいた上での前向きな御 意見であると捉えております。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたら お願いします。

冨田教育長職務代理者

学校の学力に関することは、注目を集めやすく、また、厳しい御意見を頂くことも多い内容かと思います。しかしながら、4つの指標全てにおいて外部評価が内部評価を上回る高い評価をいただき、特に行政資源の活用については、30点満点中29点と高評価を頂いており、関係職員、学校教職員の皆様の努力の賜物であり大変喜ばしいことだと思います。

吉野委員

外部評価において高い評価を得られたことは素晴らしいことだと思います。しかし、確かな学力の評価に対して、提示している資料が全国学力状況調査と埼玉県学力学習状況調査のみの結果かと思いますので、これで確かな学力を判断するのは難しいのではないかと思いました。確かな学力の評価ということであれば、例えば標準学力調査テストなどの学力に関する市独自の調査はされているのでしょうか。

学校教育課長

標準学力調査については、小学校は年2回、中学校は年1回実施しております。それにつきましては、各学校がデータを保管しており、それを基に課題等を見極めて教育活動を行っているところです。現在、教育委員会としては全校分のデータを集めてはおりませんが、今後活用を検討させていただきます。また、中学3年生につきましては富士見市、三 芳町と共に入間東部地区統一学力調査を2回実施しておりますので、こちらについても今後活用を検討してまいりたいと思います。

吉野委員

是非、それらの結果も踏まえて提示していただいて、確かな学力が養

われているかどうかを評価していただくとより正しい評価ができるので はないかと思いますので検討いただければと思います。

教育長

ほかに御質問はございますか。

各委員

(なし)

教育長

御質問がないようですので、報告の内容のとおり承認してよろしいで しょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、報告の内容のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、公開とする議案及び報告事項の審議を終了いたします。

○報告事項(件数番号5、7)

教育長

それでは、ここからは非公開とします。

非公開

○非公開の解除

教育長

ここで非公開を解除し、改めて件数番号 5 「専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員人事について)」及び件数番号 7 「大井東中学校について」について、承認いたしましたことを御報告いたします。

○各課からの報告

教育長

次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたら お願いします。

(各課長:報告)

○次回の日程等

教育長

続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。

次回は、令和5年6月20日(火)午後6時30分から、会場は第2 庁舎3階B301会議室を予定しております。

	なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思います		
	が、いかがでしょうか。		
各委員	(異議なし)		
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とし		
	ます。		
	○閉会の宣告		
教育長	以上で、令和5年第5回定例教育委員会会議を閉会いたします。		
	ありがとうございました。		
(午後7時00分)			